

2026 年 7 月 13 日

各 位

碧海信用金庫

2027 年 3 月末の手形交換終了に向けた対応に伴う
規定の改定について

平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、2027 年 3 月末の手形・小切手の交換終了に向けた取り組みを行う中、2026 年 10 月 1 日より、「手形・小切手の振出期限の設定」および「他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱いの受付終了」を実施いたします。これに伴い、下記規定の改定を行いますので、お知らせいたします。

記

1. 改定日

2026 年 8 月 3 日（月）

2. 改定する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）
- ・普通預金規定
- ・納税準備預金規定
- ・貯蓄預金規定
- ・自動継続期日指定定期預金規定
- ・自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定
- ・自由金利型定期預金規定
- ・変動金利定期預金規定
- ・自動継続定額複利預金規定
- ・通知預金規定
- ・定期積金規定

※改定日以前にご契約いただいたお客さまにも、改定後の規定が適用されますので
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

3. 改定内容

各種規定の改定内容の詳細は、新旧対照表をご参照ください。

以 上

新旧対照表

新	旧
当座勘定規定 第 1 条 （当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4） （略） 第 2 条～第 6 条 （略） 第 7 条 （手形、小切手の支払い等） （1）小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）～（4） （略） 第 8 条～第 17 条 （略） 第 18 条 （振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を（削除）記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2） （略） 第 19 条 （線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> （2） （略） 第 20 条～第 33 条 （略） 小切手用法 1. （略） 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>（削除）</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～ 9. （略） 約束手形用法 1. ～ 2. （略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>（削除）</u>記入してください。 4. ～ 9. （略） 為替手形用法 1. ～ 3. （略） 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、<u>（削除）</u>記入してください。 5. ～ 11. （略）	第 1 条 （当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。 （2）～（4） （略） 第 2 条～第 6 条 （略） 第 7 条 （手形、小切手の支払い等） （1）小切手が支払いのために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払いのため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）～（4） （略） 第 8 条～第 17 条 （略） 第 18 条 （振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払いの手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2） （略） 第 19 条 （線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができます。 （2） （略） 第 20 条～第 33 条 （略） 小切手用法 1. （略） 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。<u>なお、</u>先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. ～ 9. （略） 約束手形用法 1. ～ 2. （略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4. ～ 9. （略） 為替手形用法 1. ～ 3. （略） 4. 振出日、支払人、受取人の記載は、手形要件となっておりますので、<u>できるだけ</u>記入してください。 5. ～ 11. （略）

当座勘定規定（専用約束手形口用） 第 1 条 （当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。<u>ただし、2 0 2 6 年 1 0 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4） （略） 第 2 条～第 6 条 （略） 第 7 条 （手形の支払い） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。<u>なお、2 0 2 6 年 9 月 3 0 日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2） （略） 第 8 条～第 14 条 （略） 第 15 条 （振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件を（削除）記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2 0 2 6 年 9 月 3 0 日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2） （略） 第 16 条～第 30 条 （略） 約束手形用法 1. ～ 2. （略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、（削除）記入してください。 4. ～ 9. （略）	第 1 条 （当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」といいます）も受入れます。 （2）～（4） （略） 第 2 条～第 6 条 （略） 第 7 条 （手形の支払い） （1）この当座勘定からは、呈示期間内に支払いのため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払いはしません。 （2） （略） 第 8 条～第 14 条 （略） 第 15 条 （振出日、受取人記載もれの手形） （1）手形を振出す場合には、手形要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2） （略） 第 16 条～第 30 条 （略） 約束手形用法 1. ～ 2. （略） 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4. ～ 9. （略）
普通預金規定 1. （略） 2.（証券類の受入れ） （1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、2 0 2 6 年 1 0 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） （略） 3. ～20. （略）	1. （略） 2.（証券類の受入れ） （1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 （2）～（5） （略） 3. ～20. （略）
納税準備預金規定 1. ～ 2. （略） 3.（証券類の受入れ） （1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、2 0 2 6 年 1 0 月 1 日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（5） （略） 4. ～21. （略）	1. ～ 2. （略） 3.（証券類の受入れ） （1） この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 （2）～（5） （略） 4. ～21. （略）

貯蓄預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2)～(5) (略) 3.～21. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます）を受入れます。 (2)～(5) (略) 3.～21. (略)
自動継続期日指定定期預金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 3.～16. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 3.～16. (略)
自由金利型定期預金（M型）（スーパー定期）規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 2.～18. (略)	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 2.～18. (略)
自由金利型定期預金規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 2.～16. (略)	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 2.～16. (略)
変動金利定期預金規定 1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 2.～18. (略)	1. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 2.～18. (略)

自動継続定額複利預金規定 1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 4. ～15. (略)	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 4. ～15. (略)
通知預金規定 1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 4. ～15. (略)	1. ～ 2. (略) 3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) (略) 4. ～15. (略)
定期積金規定 1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、2026年10月1日以降は他行を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) (略) 3. ～18. (略)	1. (略) 2. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) (略) 3. ～18. (略)